

市国際交流協会会員及び「中国ふれあいサロン」の参加者を募集

市国際交流協会は、市民主体の国際交流・国際協力活動を行うことを目的に、平成8年12月に設立した団体です。多くの人に世界各国の文化、風習などを体感してもらおうとホームステイ・ホームビジット・世界の料理教室・民族楽器ライブなど、国際交流・国際理解プログラムを提供しています。

協会では、一緒に活動していただける会員を募集しています。ぜひ、世界各国の人と交流してみませんか。お気軽にお問い合わせください。

- 年会費
学生 1,000円
個人 2,000円
家族 3,000円
団体 10,000円
- 応募方法など詳しくは、お問い合わせください。
- 「中国ふれあいサロン」の参加者を募集
市国際交流協会では、中国に心のある人を対象に、鹿屋体育大学中国人留学生によるサロンを毎月開催しています。
中国の文化や歴史に触れてみませんか。ぜひ、ご参加ください。
- 日時 毎月第2・4日曜日 15時～17時
- 場所 鹿屋体育大学講義棟101教室
- 定員 30人程度
- 参加費 無料
- 応募方法 電話でご応募ください。

【問い合わせ・応募先】
鹿屋市国際交流協会（市民活動推進課内・5階）
☎0994-43-2111
内線3594

平成21年度遊漁船業務主任者講習会の参加者を募集

対象者
①新たに遊漁船業務に従事する人
②既に遊漁船業務に従事している人で平成21年度中に有効期間が満了する人

- 講習会開催日程
①1回目
日時 5月12日（火）13時～17時

場所 県民交流センター
②2回目
日時 8月21日（金）13時～17時
場所 県民交流センター
③3回目
日時 12月4日（金）13時～17時
場所 県庁

※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
大隅地域振興局林務水産課
☎0994-43-3121

平成21年度慰霊巡拝の参加者を募集

対象者 戦没者の妻・父母・子・兄弟姉妹

- 慰霊巡拝地（実施時期）
○中国東北地区（9月上旬）
○ハバロフスク地方（9月中旬）
○沿海地方（10月上旬）
○オレンブルグ州・スベルドロフスク州（10月上旬）
○北ボルネオ（10月中旬）
○硫黄島（11月上旬・3月上旬）
○ビスマーク・ソロモン諸島（11月中旬）
○フィリピン（1月中旬）
○マリアナ諸島（2月上旬）

●応募期限 実施時期の約4か月程度前
※詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
市福祉政策課
（1階⑯番窓口）
☎0994-31-1113

平成21年度全国戦没者追悼式の参列者を募集

日時 8月15日（土）11時50分

- 場所 日本武道館
- 対象者 戦没者の三親等以内の遺族
- 旅費 一部補助があります。
- 応募期限 5月29日（金）

【問い合わせ】
市福祉政策課
（1階⑯番窓口）
☎0994-31-1113

申良商業高校生涯学習県民大学講座の受講生を募集

初心者のためのパソコン講座
日程 6月9日（火）～7月9日（木）の毎週火・木曜日
※全10回コース

【問い合わせ・応募先】
鹿屋市申良町岡崎 2496番地1
申良商業高等学校「県民大学講座」係
☎0994-63-2533

●時間 18時30分～20時30分
●内容 パソコンの基本操作、「ワード2007」及び「エクセル2007」の入門・応用
●場所 申良商業高校パソコン室
●対象者 20歳以上の人
●定員 20人（応募多数の場合は抽選）
●受講料 無料
●テキスト代 1,000円が必要

【問い合わせ・応募先】
鹿屋市申良町岡崎 2496番地1
申良商業高等学校「県民大学講座」係
☎0994-63-2533

●応募方法 往復ハガキに氏名・ふりがな・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号を記入のうえ、送付してください。
●応募期限 5月22日（金）
●必着



ホームステイ受け入れ家庭を募集

香港やマカオで日本語を学んでいる大学生のホームステイの受け入れ家庭を募集します。

- ホームステイの日程
○香港大学の学生 6月20日（土）～21日（日）
○マカオ大学の学生 7月11日（土）～12日（日）
○香港中文大学の学生 8月1日（土）～2日（日）
- ※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
カピックセンター
☎0994-45-3288



高度熟練技能者認定の申請者を募集

県職業能力開発協会では、高度熟練技能者の認定を希望する人を募集します。

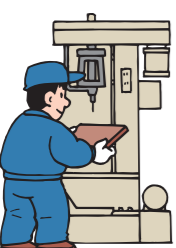
●対象者 所属企業等からの推薦を得られ、豊富な

実務経験（概ね20年以上）を有する人

●対象業種（職種）
①一般機械器具製造関係（機械加工、仕上げ、溶接）
②金属製品製造関係（金型製作、めっき、板金）
③鉄鋼・非鉄金属製造関係（鋳造、鋳造用模型製作）
④精密機械器具製造関係（機械加工、仕上げ）
⑤プラスチック・ゴム製品製造関係（金型製作）
⑥輸送用機械器具関係（機械加工、溶接）
⑦自動車製造関係を除く
⑧プラントメンテナンス関係（仕上げ、製缶・配管）
⑨鉄道車両整備関係（点検、整備）

- 申請期限 5月15日（金）
- ※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
県職業能力開発協会
☎099-226-3240



あなたの家は住宅用火災警報器を設置していますか？

～消防法の改正により、住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務付けられています～

建物火災による死者を減らすために、消防法の一部改正により、全国一律に一般の住宅に住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務付けられています。まだ住宅用火災警報器を設置していない住宅は、早めの設置をお願いします。

- 新築の住宅の場合
平成18年6月1日から設置が義務付けられています。
- 既存の住宅の場合
平成23年5月31日までに設置しなければなりません。
- 設置義務のある場所
寝室や寝室につながる階段です。
- 購入するには
住宅用火災警報器は、消防用設備等取扱店、電器店、ホームセンターなどで販売しています。
※購入するときは、NSマーク（日本消防検定協会の鑑定マーク）が付いているか確認しましょう。
市役所や消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

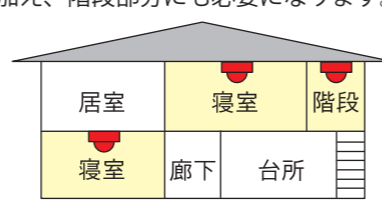
標準的な住宅の設置例

●マークが住宅用火災警報器（煙感知器）の設置場所です。

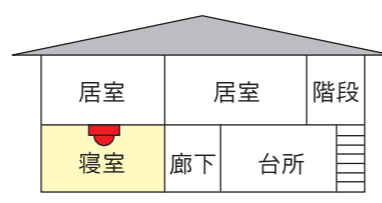
●平屋建ての場合
寝室として使用している部屋の数だけ必要になります。



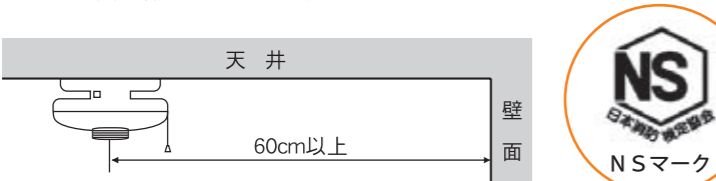
●2階建ての場合（例1）
1～2階部分に寝室がある場合は、寝室として使用している部屋の数に加え、階段部分にも必要になります。



●2階建ての場合（例2）
2階部分に寝室がない場合は、平屋建ての場合と同じになります。



●設置方法
住宅用火災警報器は、天井中央付近につけます。壁から60cm以上離しましょう。



【問い合わせ】 大隅肝属地区消防組合消防本部予防課 ☎0994-41-7183